

## 補助金申請時の提出書類

### ① 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書（別記第1号様式）は、事前相談・交付申請時にお渡しします。
- 申請等の捺印には、法人の場合は法人代表印、個人事業主の場合は実印が必要です。

### ② 計画書

- 区指定の中小企業診断士が訪問し、作成等を支援します。

### ③ 収支予算書

- 区指定の中小企業診断士が訪問し、作成等を支援します。

### (ご用意いただく書類)

### ④ 事業開始年月のわかるもの

- 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）又は開業届の写し

### ⑤ (法人の場合) 資本の額及び出資の総額がわかるもの

- 登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）の写し

### ⑥ 従業員人数のわかるもの

- 税務署に提出した直近の法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し

### ⑦ 設備投資等の概要と金額がわかるもの（見積書とカタログの写し）

- ※ 補助対象経費（税抜の合計金額）が40万円以上となるときはそれぞれの設備に対して2社以上の見積書が必要となり、最も低い金額の見積依頼先から購入することが要件です。

### ⑧ (法人の場合) 直近事業年度分の法人住民税の納税証明書の写し

### (個人事業主の場合) 令和7年度(令和6年分) 個人住民税の納税証明書の写し

- ※ 荒川区外にお住いの個人事業主は、荒川区個人住民税（事業所課税分）の納税証明書、非課税証明書の写しも必要です。

### (賃上げ要件を満たす場合)

### ⑨ 賃金台帳の写し

### ⑩ 賃上げ要件様式

## 補助金受給後の留意事項

### 設備等の処分の制限、5年間にわたる企業化状況の報告及び収益の納付について

補助対象経費	設備等を処分する場合 (廃棄・譲渡・目的外使用等)	設備等の処分に伴う 補助金の返還	設備等の導入により生じた 収益の納付
100万円未満(税抜) の場合	補助金を受給した翌年度から3年間は、区の事前承認がないと処分できません。 ※事前承認には「財産処分等承認申請書」の提出が必要です。	補助金を受給した翌年度から3年間は、処分に伴う収入額(売却額)に補助率を掛けた金額を区に返還する必要があります。	不要
100万円以上(税抜) の場合	設備等の減価償却期間内は、区と都の事前承認がないと処分ができません。 ※事前承認には「財産処分等承認申請書」の提出が必要です。	設備等の減価償却期間内は、処分に伴う収入がない場合でも、減価償却の残存期間に応じた指定の計算式に基づいた金額を区に返還する必要があります。	補助金を受給した翌年度から5年間は、生じた収益の一部を区に納付する必要があります。また、収益の有無を確認するため、毎会計年度終了後に企業化状況を調査します。

## お問合せ・申込先

### 荒川区産業経済部産業振興課商業振興係

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 区役所本庁舎6階

電話：03-3802-3111(内線468) FAX：03-3803-2333

最新の情報はこちら →



# 令和8年度 荒川区商業・サービス業事業継続力 強化支援事業補助金

商業・サービス業の中小企業者のみなさまが、  
社会構造の変革や市場環境の変化に対応するために行う販売活動、  
役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備等の導入や  
マーケティング活動を後押しします。

## ◎設備・備品・ITツールの導入経費及びマーケティング活動に 要する経費の一部を補助

補助率 4分の1（特例区分又は賃上げ要件を満たす場合2分の1）

補助上限額 100万円（デジタル化支援特例又は賃上げ要件を満たす場合200万円）

## ◎中小企業診断士による経営アドバイス

設備等導入後の成長戦略を中小企業診断士が提案します。

## ◎区の融資制度との併用も可能

円滑な資金調達を後押しします

## 補助対象期間

令和9年(2027年)3月末までに設備等の導入等及び支払いが完了するものが対象です。

● 設備等を導入する約3週間前までに事前の申請が必要です。

● 申請期限は、令和9年(2027年)2月12日(金)まで

● 交付決定前に設備等の導入や、支払いが完了している場合は、補助対象外となります。

● クレジットカード(法人または個人事業主本人名義のもののみ対象)で支払う場合は、令和9年3月末までにお支払い口座から、カード利用代金が引き落とされているもののみ対象となります。

● ギフト券、商品券、金券での支払いやポイントの引き換え分は補助対象外となります。

● 予算がなくなり次第、受付を終了します。

## 補助対象者 (以下の全ての条件を満たす者)

● 商業・サービス業の中小企業者(中小企業基本法第2条第1項第2号から第4号までに規定する中小企業者)

● 荒川区内に本社(法人は登記上の本店、個人事業主は主たる事業所)を有することとなった日から起算して1年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で継続して事業を営む意向のある者

※区が実施するビジネスプランコンテストの受賞者は、申請日時点で1年未満であっても、受賞した年度から翌々年度までの期間は対象となります。

● 大企業が経営に実質的に参画していない者

● 荒川区暴力団排除条例に規定する者がその経営に関与しない者

● 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を営む者でない者

● 法人は申告の完了した直近事業年度分の法人住民税を、個人事業主は前年度分の個人住民税を滞納していない者

# 令和8年度荒川区商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金

本補助金は令和9年（2027年）3月末までに設備等の導入等及び支払いが完了するものが対象です。

区分	1 通常	2 新商品販路開拓特例	3 デジタル化支援特例
補助対象	社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品又はITツールの導入及びマーケティング活動	左記「1 通常」の補助対象のうち、新たな商品、もしくはサービスの開発又は新たな販路の開拓のために区長が必要と認める事業	デジタル技術を用いて、業務効率化又は販路拡大につなげるために必要なシステムの構築及び導入等を行う事業 ※区が実施する中小企業デジタル化支援事業の受講を完了し、受講した日の属する会計年度から翌年度までの期間に設備投資等を行う場合に限る。
補助対象経費の下限額	10万円		
補助対象経費	補助事業の実施に必要と認められる経費（消費税及び振込手数料等の間接的な経費を除く。）		
補助率	1/4（賃上げ要件を満たすと1/2）	1/2	1/2
補助上限額	100万円（賃上げ要件を満たすと200万円）		200万円
申請回数	年度内に1回申請可能。ただし、区内に本社を有する事業者から設備等を購入する場合には、2回目の申請が可能。※両申請を合わせ補助上限額の範囲に限ります。		
賃上げ要件 2つの賃上げ要件を満たすと、補助率、限度額がアップします。	① 申請月から遡って1年間において、全従業員に支払った給与支給総額が、申請月の2年前から起算して1年間に支払った額より2%以上増加していること。 ※給与支給総額とは、全従業員（役員を除く、非常勤を含む。）に支払った手取り額（賃金台帳に記載の差引き支給額）を指す。 ② 事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること。		

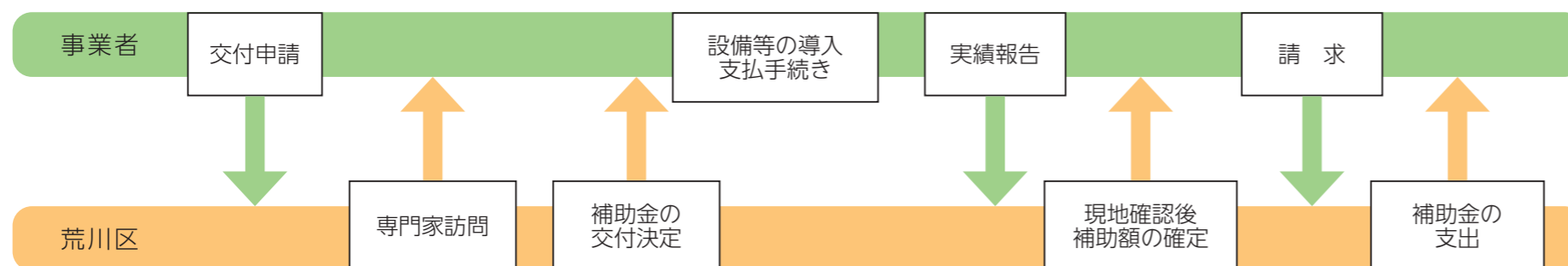
## ○補助対象となるもの（具体例）

社会構造の変革に対応するもの	デジタル化・技術革新	POSレジシステム、業務用ソフト、システム開発
	脱炭素・環境負荷軽減	LED照明取付工事、業務用省エネ冷蔵庫等
	少子高齢化	店舗内のバリアフリー工事等
	防災・減災	店頭防止機能付き陳列棚、非常用電源装置等
	安全・安心	店舗内に設置する防犯カメラ、空気清浄機等
	法律・税制改正	会計システム等
市場環境の変化に対応するもの	新規参入・競争激化	店舗の内装工事、看板の設置、店舗正面の外観やファサードの改修、食器洗浄機、券売機、配膳ロボット等の生産性向上につながる設備、販売促進用のチラシ・ポスター・ホームページ制作、インターネット広告、SNSに係る経費等のマーケティング活動
	顧客ニーズの変化	既存設備の充実・改修に係る経費
	代替商品への対応	製菓用金型等の独自性のある商品・サービス提供に係る設備等

## ×補助対象とならないもの（具体例）

補助事業以外にも使用できる汎用性の高いもの	事務用品、事務機器 （複写機、パソコン、タブレット、ルーター、カメラ、スマートフォン、モニター、プリンター等の周辺機器、電話、事務用机・椅子等）
	車両（営業車、オートバイ、自転車等）
	建築物・構築物（建物、倉庫、天井、建物全体の外壁塗装等）
	IT関係（インターネットやサーバーの維持・管理費、ソフトウェアの更新費、保証料等）
	消耗品（飲食店で使用する調味料、衛生用品、文房具、照明器具の交換用ランプ等）
	その他（ノベルティグッズ、販促品、記念品、景品等）

## 補助金申請・交付手続きの流れ



### 【注意事項】

- 交付申請から交付決定まで、事情によっては3週間以上かかることもあります。交付決定前に設備等を導入したり、支払いを完了している場合は、補助対象外となりますので、必ず交付決定を受けた後に設備等の導入を行ってください。
- やむをえない事情により、補助事業に変更がある場合、事前にご連絡をお願いします。
- 中小企業診断士による経営アドバイスについて  
設備等の導入に関する内容審査及び実効性を高めるため、申請後に区が指定する中小企業診断士による経営アドバイスを受ける必要があります。